

「2,050円」の次に「(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、1,700円)」を加え、同表の4中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表の9中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表の9中「2,250円」を「2,250円」に改め、同表の10中「2,250円」を「2,250円」に改める。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

東北信運転免許課

規 則

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第18号

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則

長野県西駒郷管理規則（昭和43年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「あつて」を「あつて」に改め、同条第2号中「第5条第17項、第19項及び第20項」を「第5条第19項、第21項及び第22項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第19号

信州登山案内人条例施行規則の一部を改正する規則

信州登山案内人条例施行規則（平成24年長野県規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中

- | | |
|---|---------------------------|
| 3 | 成年被後見人又は被保佐人となったため |
| 4 | 禁錮以上の刑に処せられたため |
| 5 | 心身の障害により業務を適正に行うことができないため |

を

- | | |
|---|---------------------------|
| 3 | 禁錮以上の刑に処せられたため |
| 4 | 心身の障害により業務を適正に行うことができないため |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月17日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「並びに再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削り、「任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に、「第2条第4項」を「第2条第6項ただし書」に改め、同条第4項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第3号中「第8条第1項の表の第15号及び第16号」を「第8条第1項の表の第14号及び第15号」に改める。

第4条の8第2項第2号中「又は第18条第1項」を「若しくは第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第9条第1項」に改める。

第6条第5項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第6項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条第3項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条の見出しを「(会計年度任用職員の休暇)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項及び第5項において「会計年度任用職員」という。）の休暇は、年次休暇及び特別休暇とする。

第12条第2項及び第5項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

（一般職の職員の旅費に関する規則の一部改正）

第2条 一般職の職員の旅費に関する規則（昭和30年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の旅費に関する条例」を「一般職の職員の旅費等に関する条例」に改める。

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第3条 職員の任用に関する規則（昭和34年長野県人事委員会規則

第3号)の一部を次のように改正する。

第24条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

第26条第2項ただし書中「第24条第11号」を「第24条第12号」に改める。

第32条の見出しを「(会計年度任用職員の採用)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用は、選考により行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、前項中「その開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第34条第1項中「第22条第2項前段」を「第22条の3第1項前段」に改める。

第35条第1項中「第22条第2項後段」を「第22条の3第1項後段」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項第2号中「又は失職」を削り、「若しくは給与条例第3条に規定する」の次に「フルタイム会計年度任用職員若しくはパートタイム会計年度任用職員(次項において「会計年度任用職員」という。)若しくは」を加え、「若しくは育児休業条例」を「、育児休業条例」に、「となつた」を「若しくは任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号。以下「任期付職員条例」という。)第9条第1項の規定により読み替えられた給与条例第3条に規定する特定業務等従事任期付短時間勤務職員(以下「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」という。)となつた」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員又は」を「会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員、」に、「として」を「又は特定業務等従事任期付短時間勤務職員として」に改める。

第4条第2号中「任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号。次号及び別表第1において「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表」を「任期付職員条例第7条第1項の給料表」に改め、同条第3号中「第4条第1項の給料表」を「第7条第1項の給料表」に改める。

第5条第3項中「又は任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員又は特定業務等従事任期付短時間勤務職員」に改める。

第7条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項第2号中「又は失職」を削り、「若しくは任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員若しくは特定業務等従事任期付短時間勤務職員」に改める。

第11条第1号中「第8条の3第1項」を「第8条の4第1項」に改める。

別表第1の任期付職員条例第4条第1項の給料表の項中「第4条第1項の給料表」を「第7条第1項の給料表」に、「第4条第

3項」を「第7条第3項」に改め、同表の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の備考の1中「第4条第1項の給料表」を「第7条第1項の給料表」に改める。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

第5条 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のイ中「第10号」を「第11号」に改め、同(1)のうち「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

別表第2の6中「一般職の職員の旅費に関する条例」を「一般職の職員の旅費等に関する条例」に改め、同表の16の(4)中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第6条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第33条の2第1号中「第8条の3第2項」を「第8条の4第2項」に改め、同条第2号中「第8条の3第1項」を「第8条の4第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号。以下「任期付職員条例」という。)第9条第1項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条、任期付職員条例第9条第2項の規定により読み替えられた学校職員給与条例第8条又は任期付職員条例第9条第3項の規定により読み替えられた警察職員給与条例第7条の規定による給料月額

第38条の3中「任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条第1項の給料表」を「任期付職員条例第7条第1項の給料表」に改める。

第40条の2中「又は第18条第1項」を「若しくは第18条第1項又は任期付職員条例第9条第1項」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第7条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(4) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められたその者の勤務時間

(教職調整額の支給に関する規則の一部改正)

第8条 教職調整額の支給に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び同法」を「、同法」に、「について」を「及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について」に改める。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「である」を「又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員である」に、「同条例第2条第4項」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第4項」に改める。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第10条 長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第7条第3項中「起算して1箇月以内」を「、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

第8条の2第1項第1号中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

別表のイの第1号区分の項から第5号区分の項までの規定中「第4条第1項の給料表」を「第7条第1項の給料表」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第11条 次に掲げる規則の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年長野県人事委員会規則第1号）第2条
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）第3条

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第12条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第2条第1項第2号のア中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

（任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第13条 任期付職員の採用等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第4項及び第6条」を「第7条第4項及び第10条」に改める。

第3条中「第4条第4項」を「第7条第4項」に改める。

（再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の一部改正）

第14条 再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則（平成28年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号のア及び第12条第2号中「第4条第1項の給料表」を「第7条第1項の給料表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条中長野県職員の退職手当に関する規則第7条第3項の改正規定は公布の日（附則第3項において「公布日」という。）から、第4条中期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第2条第1項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定（「又は失職」を削る部分に限る。）、同規則第7条第1項第1号の改正規定及び同項第2号の改正規定（「又は失職」を削る部分に限る。）並びに第10条中長野県職員の退職手当に関する規則第6条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定は令和元年12月14日から施行する。

（長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第10条中長野県職員の退職手当に関する規則第6条の2中第3

号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定の施行の日前に退職した者が第10条の規定による改正前の長野県職員の退職手当に関する規則第6条の2第3号に掲げる者に該当する場合には、第10条の規定による改正後の長野県職員の退職手当に関する規則（次項において「新退職手当規則」という。）第6条の2に規定する人事委員会の定める者とみなす。

- 3 新退職手当規則第7条第3項の規定は、新退職手当規則第4条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

人事委員会事務局